

茅野市小中学校校務システム更新事業公募型プロポーザル方式審査要領

1 審査方法

- (1) 茅野市小中学校校務システム更新事業委託業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を開催し、第3項に規定する審査基準に基づき提案者及び提案内容を審査する。
- (2) 審査は、評価項目を点数化（満点を100とする。）して評価を行い、各審査委員の評価結果を集計し、その評価点の合計を「審査会評価点」とする。
- (3) 審査の結果、審査会評価点の最も高い者を最適提案者として特定する。
最も高い評価点が高点で2者以上ある場合は、最適提案者は委員の過半数で決し、可否同数の時は会長の決するところによる。ただし、審査会評価点が高点の6割に満たない場合は、特定しないものとする。

2 審査会

(1) 任務

審査会は、最も適した提案者の選定に関することを審議する。

(2) 審査委員

審査委員は、次のとおりとする。

ア 会長 茅野市こども部長

イ 委員 その他会長が必要と認める者 7名以内

(3) 会議

ア 審査会の会議は、会長が招集する。

イ 審査会には、提案者の出席を求め、提案内容の説明等をさせることができる。

ウ 会長は、必要があるときは、委員及び提案者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

エ 会長は、簡易な事項又は急を要する事項については、会議に代えて書面により委員の意見を求めることができる。

3 審査基準

- (1) 審査は、提案書に記載された提案内容がプロポーザル実施要領及び基本仕様書に定める条件等を満たしていることを前提とし、別添の審査基準により行う。
- (2) 審査は、書類審査及びプレゼンテーション方式で行う。
ア プレゼンテーション実施予定日及び方法は、別途提案者と調整する。
イ 1提案者あたり、プレゼンテーションを15分以内とし、質疑応答は

10分程度とする。

なお、質疑応答で得られた回答は、提案に含むものとする。

(3) 審査項目及び審査内容

審査項目	審査内容	配点
①会社概要・業務概要・業務実績・派遣業務に関する理念と方針	・会社のコンセプト、業務内容等が業務目的の達成に適しているか。 ・過去の類似業務における実績と成果は十分か。	5段階評価 ×2点
②セキュリティ対策	・データの保護やプライバシーの確保に関する具体的な対策	5段階評価 ×3点
③システムの互換性	・既存のシステムや他のクラウドサービスとの互換性。	5段階評価 ×3点
④スケーラビリティ	・将来的な拡張性や柔軟性	5段階評価 ×2点
⑤運用・保守計画	・システムの運用・保守に関する具体的な計画。	5段階評価 ×3点
⑥コスト効率	・導入および運用コストの見積もりとその妥当性	5段階評価 ×4点
⑦ユーザーサポート	・学校への巡回訪問や各種サポート体制の充実度	5段階評価 ×3点